

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-3/100	所要時間が20分から起算して25分を境ごとに+1単位(115単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +20/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +3/100	特定事業所加算 ( ) 特定事業所加算 ( ) 特定事業所加算 ( ) 特定事業所加算 ( )	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	
		(2) 20分以上30分未満											+1/100
		(3) 30分以上1時間未満											+2/100
		(4) 1時間以上											+5/100
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	+1/100											
	(2) 45分以上	+2/100											
ハ 通院等乗降介助		(1回につき)											

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算  
 (1) 生活機能向上連携加算 ( ) (1月につき +100単位)  
 (2) 生活機能向上連携加算 ( ) (1月につき +200単位)

ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +10単位(1月に1回を限度))

ト 認知症専門ケア加算  
 (1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき +4単位)

チ 介護職員処遇改善加算  
 (1) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき +所定単位×137/1000)  
 (2) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき +所定単位×100/1000)  
 (3) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき +所定単位×55/1000)

リ 介護職員等特定処遇改善加算  
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき +所定単位×63/1000)  
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき +所定単位×42/1000)

ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)

注：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

算定単位計算表算定注釈については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和5年3月31日まで算定可能。